

6 児童福祉法による障害児を対象としたサービス

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に支給決定の申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障害児入所施設を利用する場合は、児童相談所に申請します。

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援センター

未就学の障害児が通園して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

また、肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

そのほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行います。

県関係機関ガイダンス⑥

栃木県立リハビリテーションセンター こども発達支援センター

こども発達支援センターは、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターからなる障害児通所支援事業所です。

在宅の肢体不自由や発達障害等のある就学前のお子さんを対象に、親子通園による総合的な療育・リハビリテーションを行い、豊かな発達を支援しています。また、心身障害児の早期発見・早期療育システムの中核的機能を担い、地域の療育機関等への技術援助、指導を行っています。

□栃木県立リハビリテーションセンターこども発達支援センター

(所管：施設部通園療育課)

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 TEL028-623-6128 FAX028-623-6129

②児童発達支援

未就学の障害児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

③放課後等デイサービス

学校に就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

⑤保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑥障害児短期入所

居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害児を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(2) 障害児入所施設

①福祉型障害児入所施設

障害児が入所して、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

②医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関

障害児が入所して、適切な治療を受けるとともに、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

県関係機関ガイダンス⑦

栃木県立リハビリテーションセンター こども療育センター

こども療育センターは、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設です。主に四肢や体幹に障害のある児童を対象に、それぞれの児童にあった治療や指導を行い、地域社会で自立した生活ができるよう、家族を含めて療育指導を行っています。

また、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者として、家庭において一時的に介護を受けることが困難になった児童に対する短期入所事業も実施しています。

□栃木県立リハビリテーションセンターこども療育センター

(所管：施設部入所療育課)

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 TEL028-623-6138 FAX028-623-6239